

# 石川県統計調査条例について

## 石川県統計調査条例とは

石川県統計調査条例は、県が独自に実施する統計調査について、調査の実施及びその結果の利用に関して定めるものです。

したがって、国勢調査など国が行う統計調査は本条例の対象とはなりません。

## 主な改正内容

### 1 目的を次のように改めました

この条例は、県統計調査の実施及びその利用に関して必要な事項を定め、県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とします。

### 2 条例の対象とする統計調査を次のとおりとし、新たに定義規定を設けました

県統計調査とは、県が統計の作成を目的として事実の報告を求めることにより行う調査です。（他の法令に基づく報告や、アンケート調査のような意識調査は除かれます。）

なお、統計調査を行うときは、その目的、範囲、事項、方法などをあらかじめ告示します。

（対象とならないもの）

- ・ 県が内部で実施するもの
- ・ 法令により市町が報告することになっているもの
- ・ 国等から委託を受けて行うもの
- ・ 政令で適用しないとされたもの

### 3 結果の公表についてインターネットなどで公表することを加えました

### 4 新たに、次のような調査票情報の有効活用と守秘義務に関する内容を盛り込みました

統計調査による調査票情報（調査票だけでなくそれを電子化した個人情報ファイルなどを含む。）は、当初の目的以外に利用することは原則禁止されていますが、公的機関が統計の作成を行う場合などは利用することができます。

ただし、この場合でも、個人情報と厳重に守るため、調査票情報の提供を受けた者に対し、適正管理義務と守秘義務を課します。

## 5 罰則の一部を次のように改めました

上記4により調査票情報の提供を受けた者の守秘義務違反などについて、新たに罰則を設けました。

統計調査従事者の守秘義務違反については、新統計法で地方公共団体の統計調査従事者についても罰則が規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）されていますので、改正条例では削除しました。

- 調査票情報の提供を受けた者に対する罰則
  - ・守秘義務違反（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
  - ・不正提供又は盗用（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）